

情報化社会における企業と人権

－被害者にも加害者にもならない努力－

佐藤佳弘
(株)情報文化総合研究所、武蔵野大学

はじめに

1. ネット社会の現状

クイズ

- (1) 50年前に描いた未来社会
- (2) たどり着いた現代社会
- (3) ハイテク犯罪の相談件数
- (4) ネット上の人権侵犯事件数

2. ネット上での人権侵害

- (1) 名誉毀損☆
- (2) 侮辱☆
- (3) 信用毀損
- (4) 脅迫
- (5) さらし（個人情報、プライバシー）☆
- (6) ネットいじめ（学校裏サイト、なりすまし、職場いじめ）
- (7) 児童ポルノ☆
- (8) セクハラ☆
- (9) 部落差別☆

☆印の人権侵害について解説いたします。

3. 人権侵害への対処

3.1 掲載内容の削除

－プロバイダ責任制限法

3.2 法的な手段

(1) 親告罪という壁

(2) 被害者に対する法的な救済

－名誉毀損の救済

－侮辱の救済

－プライバシー侵害の救済

－セクハラ等の救済

3.3 損害賠償の請求

(1) 精神的被害に対する償い

(2) 裁判に関わる費用

－弁護士費用

－代償が大きい損害賠償請求

3.4 今後の課題

(1) 法的整備

(2) ネット監視の展開

(3) 意識向上、モラル教育

クイズの答え

さいごに

ご質問がありましたら遠慮なくどうぞ

佐藤佳弘 (SATO, Yoshihiro)

e-mail: icit.sato@nifty.com

<http://www.icit.jp/>

(株) 情報文化総合研究所 代表取締役所長
223-0058 神奈川県横浜市港北区新吉田東 5-52-14

クイズー人権侵害

○ か × で答えましょう。

No	問題	答え
1	ネット掲示板での悪口は、名誉毀損罪になることがある。	
2	人をバカにする発言は、罰金になっても拘留されることはない。	
3	メールでの暴言は、名誉毀損罪や侮辱罪にはならない。	
4	プライバシーの侵害は犯罪行為である。	
5	一般私人が個人情報バラまく行為を法は禁じていない。	
6	17歳の高校生のヌードは児童ポルノである。	
7	ネットで児童ポルノを購入する行為は違法である。	
8	メールにハートマークを使うとセクハラになることがある。	
9	プロバイダは相当の理由があれば、無断で書き込みを削除できる。	
10	名誉毀損や侮辱の罰金は被害者に渡されない。	

拘留【こうりゅう】1日以上 30 日未満の範囲で拘置所に収容すること。

拘置所【こうちしょ】被疑者、刑事被告人、死刑確定者、懲役受刑者を収容する法務省の施設。主として刑事裁判が確定していない者を収容する。

プロバイダ【ぷろばいだ】インターネット接続事業者のこと。@nifty(ニフティ)、So-net、BIGLOBE、Yahoo! BB など。